

## 補償内容

交通事故傷害危険のみ補償特約をセットした傷害総合保険（交通事故補償型）は、運行中の乗物（自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶など）との衝突・接触等の交通事故、運行中の乗物に搭乗している間の事故、乗物の乗降場内（改札口内など）での事故および乗物の火災の急激・偶然・外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをされた場合に限り保険金をお支払いします。対象となる保険金は、死亡・後遺障害・入院・手術の保険金です。ただし、職務または実習として船舶に搭乗している間、グライダー、飛行船に搭乗している間の事故によるケガ、職務として乗物への荷物の積込、積卸、整理および乗物の修理、整備、清掃作業を行っている間の、その作業に起因するケガなどについては保険金をお支払いいたしません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<b>死亡保険金</b>	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
<b>後遺障害保険金</b>	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
<b>入院保険金</b>	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）	
<b>手術保険金</b>	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	
<b>個人賠償責任補償特約</b> (示談交渉サービス付)	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。  【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限りです。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 など

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。
- 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（いわゆる、事実婚、同性パートナー）のご加入や補償については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

### 引受保険会社

#### AIG損害保険株式会社 埼玉支店

〒330-0846 埼玉県さいたま市  
大宮区大門町 3-54 AIG大宮ビル

TEL.048-641-4050

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

営業時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

### 取扱代理店

お問合せ・お申込みは、下記取扱代理店まで

#### 株式会社 ウイック保険サービス

〒337-0033 埼玉県さいたま市見沼区御蔵 1462-6 ウイックビル

TEL.048-720-8277

<http://www.wic-life.com>

営業時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

(D-006903 2025-3) 23-12(ART)

りん

りん

- 入って安心! -

# RinRinそうか

## 万一の交通事故に備えて加入しましょう。

### 傷害総合保険 交通事故補償型

交通事故傷害危険のみ補償特約セット

## 自転車保険に入っていますか?

- 自分がケガをする
- 他人にケガをさせる
- 財物を壊す(損害を与える)



※RinRinそうかは、上記に対応した傷害総合保険です。

自転車事故で加害者になってしまった場合などの  
損害賠償責任は最高 **1億円**までしっかりカバーします!

●保険期間● **2024年4月1日16時~2025年4月1日16時**

**加入締め切り日 2024年3月15日(金) 17:00まで**

※加入締め切り日を過ぎてもご加入いただけますが、申込日によって補償開始日および保険金額が変わりますのでご注意ください。

**募集受付方法** 保険の加入申込み方法は、添付の郵便払込取扱票(加入依頼書)に必要事項を記入の上、お近くの郵便局で払込みいただくか草加市役所本庁舎1階特設窓口へお持ちください。

保険の募集受付期間は以下の通りとなっていますが、上記**加入締め切り日時を過ぎた場合**、補償開始日および保険金額が変わります。\*1 **補償期間が1年間**となる上記**加入締め切り日時までの申し込みをお勧めします**。下記募集期間を過ぎたお申込みについては、引受保険会社までご連絡ください。

**① 郵便払込** 2024年2月1日~10月18日17:00 **② 草加市役所本庁舎1階特設窓口** 2024年2月1日~3月15日

※1 別紙「入って安心!RinRinそうか」加入のご案内をご確認ください。

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社**

## ●この制度の特長

- ◆草加市が契約者となり草加市民(草加市に在勤・在学の方含む)を対象とする団体契約です。
- ◆日常生活での損害賠償責任は最高1億円までしっかりカバーします。自転車事故で加害者になってしまった場合など。\*本人用プランにセットされています。
- ◆交通事故によるケガが補償の対象となります。
- ◆入院保険金は1日目から日額補償します。**通院保険金はありません。**
- ◆任意保険となります。

## ●ご契約プラン

- この保険は契約者を草加市、加入者を草加市民(草加市に在勤・在学の方含む)とする団体契約です。
- 交通事故傷害危険のみ補償特約、個人賠償責任補償特約セット
- 保険期間:1年(満期返戻金はありません)

まずどなたかお1人(18歳以上の方)が必ず「本人用プラン」にご加入ください。

ご家族のケガの補償を追加する場合にご加入ください。

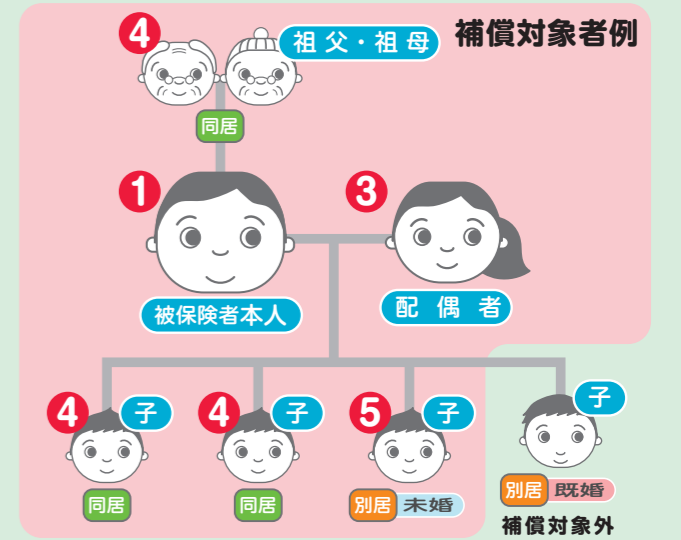
保険金額 おすすめプラン	本人用プラン	家族用プラン
個人賠償責任補償 (1事故につき)	1億円限度	本人用プランの補償で家族*1も補償対象となります
死亡保険金 *2	144.0万円	124.9万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約5.7万円~144.0万円	約4.9万円~124.9万円
入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円	2,000円
手術保険金 (1事故につき1回)	2万円(入院中)・1万円(入院中以外)	2万円(入院中)・1万円(入院中以外)
年間保険料	2,000円	1,000円

\*1.右ページ「★個人賠償責任補償の被保険者の範囲」の方が補償対象となります。  
\*2.死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。  
●障がい者の割引はありません。

## ★個人賠償責任補償の被保険者の範囲

「個人賠償責任補償特約」における被保険者(保険の対象となる方)の範囲は次の通りです。

- 1 本人
- 2 本人の親権者
- 3 本人の配偶者
- 4 ①から③までの同居の親族
- 5 ①から③までの別居の未婚の子
- 6 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。
- 7 ②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。



### ◆ご契約にあたってのご注意事項◆

「個人賠償責任補償特約」などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

## ●保険金をお支払いする主な場合

### 他人への賠償事故の補償 本人・家族が加害者になってしまったとき

国内外を問わず、次のような偶然な事故により他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車などを運行不能にさせて法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。<示談交渉サービス付き(国内のみ)>

自転車で歩行者をはね重傷を負わせた。

駐車中の高級車に自転車で接触しキズを付けてしまった。

飼い犬が散歩中に通行人にかみつキケガをさせた。

ショッピング中、店の商品を誤って壊してしまった。

**自転車事故でこんな判決も出ています**

判決認容額	自転車での賠償事故の例
9,521万円	男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。【出典:一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故と保険」】

### ご自身のケガの補償(本人用プラン、家族用プラン)

国内外を問わず次のような急激・偶然・外来の事故によりケガをされた場合に左ページの保険金をお支払いします。

運行中の自転車、自動車、電車、飛行機、船舶などに乗っているときのケガ

運行中の自転車、自動車などと接触したり、衝突したときの交通事故によるケガ

駅構内(駅の改札口の内侧)でのケガ

乗物の火災によるケガ

- ご加入後、加入者証の発送までに、2ヶ月~3ヶ月程のお時間をいただきます。(加入者証到着までは払込取扱票の「振替払込請求書兼受領証」片がこの制度のご加入の証となりますので、大切に保管してください。)